

子 発 1225 第 1 号
社 援 発 1225 第 4 号
老 発 1225 第 2 号
令和 2 年 12 月 25 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省子ども家庭局長

社会・援護局長

老 健 局 長

(公 印 省 略)

「社会福祉法人の認可について」等の一部改正について

現在、政府においては、「規制改革実施計画」（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）を踏まえ、国民や事業者等に対して押印を求めている手続について、当該押印による手続負担の軽減等を図る観点から、順次、押印の廃止等行政手続の見直しを進めているところです。

今般、これらの一環として、社会福祉法人の設立・運営に係る手続についても所要の見直しを行うため、下記のとおり関連通知を改正することとし、令和 3 年 1 月 1 日から適用することといたしました。

各都道府県、指定都市及び中核市におかれましては、本通知の内容について御了知いただき、所管の社会福祉法人に周知いただくとともに、都道府県におかれましては、貴管内の市（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。）に対して併せて周知いただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 9 第 1 項及び第 3 項の規定に基づく都道府県及び市（特別区を含む。）が法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準として発出するものです。

1 「社会福祉法人の認可について」の一部改正

「社会福祉法人の認可について」（平成 12 年 12 月 1 日付け厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）を別添 1 のとおり改正する。

2 「社会福祉法第 55 条の 2 の規定に基づく社会福祉充実計画の承認等について」の一部改正

「社会福祉法第 55 条の 2 の規定に基づく社会福祉充実計画の承認等について」（平成 29 年 1 月 24 日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）を別添 2 のとおり改正する。

なお、本通知の適用日以前に策定された社会福祉充実計画について、本通知の改正に基づく年号表記の変更のみをもって、所轄庁に対し、所定の変更手続は要しないものであること。

【新旧対照表】「社会福祉法人の認可について」（平成 12 年 12 月 1 日障発第 890 号・社援発第 2618 号・老発第 794 号・児発第 908 号）

（下線部分は改正部分）

改正後	現行
障 第 8 9 0 号 社援第 2 6 1 8 号 老 発 第 7 9 4 号 児 発 第 9 0 8 号 平成 1 2 年 1 2 月 1 日 <u>（最終改正：令和 2 年 12 月 25 日）</u> 都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長 厚生省大臣官房障害保健福祉部長 厚 生 省 社 会 ・ 援 護 局 長 厚 生 省 老 人 保 健 福 祉 局 長 厚 生 省 児 童 家 庭 局 長 社会福祉法人の認可について（通知） 社会福祉法人の設立の認可等については、従来、「社会福祉法人の認可について」（昭和 3 9 年 1 月 1 0 日社発第 1 5 号厚生省社会局長、児童家庭局長連名通知。以下「旧通知」という。）においてお示ししてきたところありますが、今般、「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律」（平成 1 2 年法律第 1 1 1 号）の公布・施行による社会福祉基礎構造改革の推進の趣旨を踏まえ、社会福祉法人の公益性を維持できる範囲内で、設立要件の緩和、自主的な経営基盤の強化及び事業経営の透明性の確保を図るため、 ① 地域におけるきめ細かな福祉活動を支援するための資産要件の緩和 ② 役員が経営責任を負える体制を確立するための役員等執行体制の見直し ③ 財務諸表の閲覧等、法人の運営に関する情報の開示の推進 等、必要な改正を行うことといたしました。そのため、旧通知を廃止し、社会福祉法人の	障 第 8 9 0 号 社援第 2 6 1 8 号 老 発 第 7 9 4 号 児 発 第 9 0 8 号 平成 1 2 年 1 2 月 1 日 （最終改正：令和元年 9 月 13 日） 都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長 厚生省大臣官房障害保健福祉部長 厚 生 省 社 会 ・ 援 護 局 長 厚 生 省 老 人 保 健 福 祉 局 長 厚 生 省 児 童 家 庭 局 長 社会福祉法人の認可について（通知） 社会福祉法人の設立の認可等については、従来、「社会福祉法人の認可について」（昭和 3 9 年 1 月 1 0 日社発第 1 5 号厚生省社会局長、児童家庭局長連名通知。以下「旧通知」という。）においてお示ししてきたところありますが、今般、「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律」（平成 1 2 年法律第 1 1 1 号）の公布・施行による社会福祉基礎構造改革の推進の趣旨を踏まえ、社会福祉法人の公益性を維持できる範囲内で、設立要件の緩和、自主的な経営基盤の強化及び事業経営の透明性の確保を図るため、 ① 地域におけるきめ細かな福祉活動を支援するための資産要件の緩和 ② 役員が経営責任を負える体制を確立するための役員等執行体制の見直し ③ 財務諸表の閲覧等、法人の運営に関する情報の開示の推進 等、必要な改正を行うことといたしました。そのため、旧通知を廃止し、社会福祉法人の

設立の認可を行う際の審査基準等について、新たに別紙のとおり定めたので、御了知のうえ、適切な指導監督に当たっていただきますようお願いいたします。 なお、当該通知については、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 5 条の 9 第 1 項及び第 3 項の規定に基づく都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）が法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準として発出するものであることを併せて通知いたします。 別紙 1 社会福祉法人審査基準 第 1 ～第 5 （略）	設立の認可を行う際の審査基準等について、新たに別紙のとおり定めたので、御了知のうえ、適切な指導監督に当たっていただきますようお願いいたします。 なお、当該通知については、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 5 条の 9 第 1 項及び第 3 項の規定に基づく都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）が法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準として発出するものであることを併せて通知いたします。 別紙 1 社会福祉法人審査基準 第 1 ～第 5 （略）																								
別記第 1 社会福祉法人関係申請書類様式例 様式第 1 (表面) <table><tr><td colspan="3">社会福祉法人設立認可申請書</td></tr><tr><td rowspan="2">設立者又は 設立代表者</td><td>住所</td><td></td></tr><tr><td>氏名</td><td><u>(削除)</u></td></tr><tr><td colspan="2">(略)</td><td></td></tr></table> (裏面) <table><tr><td>(略)</td></tr></table> ※ 理事のうち、理事長予定者については、○を付けること。 (注意) 1 用紙の大きさは、日本<u>産業</u>規格 A 列 4 番とすること。 2 ～ 3 略 <u>(削除)</u>	社会福祉法人設立認可申請書			設立者又は 設立代表者	住所		氏名	<u>(削除)</u>	(略)			(略)	別記第 1 社会福祉法人関係申請書類様式例 様式第 1 (表面) <table><tr><td colspan="3">社会福祉法人設立認可申請書</td></tr><tr><td rowspan="2">設立者又は 設立代表者</td><td>住所</td><td></td></tr><tr><td>氏名</td><td>印</td></tr><tr><td colspan="2">(略)</td><td></td></tr></table> (裏面) <table><tr><td>(略)</td></tr></table> ※ 理事のうち、理事長予定者については、○を付けること。 (注意) 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。 2 ～ 3 略 4 記名押印に代えて署名することができる。	社会福祉法人設立認可申請書			設立者又は 設立代表者	住所		氏名	印	(略)			(略)
社会福祉法人設立認可申請書																									
設立者又は 設立代表者	住所																								
	氏名	<u>(削除)</u>																							
(略)																									
(略)																									
社会福祉法人設立認可申請書																									
設立者又は 設立代表者	住所																								
	氏名	印																							
(略)																									
(略)																									

様式第 2

(表面)

社会福祉法人定款変更認可申請書		
申請者	主たる事務所の所在地	
	ふりがな 名 称	
	理事長の氏名	<u>(削除)</u>
(略)		

(裏面)

(略)

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。
2～3 略

(削除)

様式第 3

(表面)

解散認可申請書		
申請者	主たる事務所の所在地	
	ふりがな 名 称	
	理事長の氏名	<u>(削除)</u>
(略)		

(裏面)

(略)

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。
2 (略)

(削除)

様式第 2

(表面)

社会福祉法人定款変更認可申請書		
申請者	主たる事務所の所在地	
	ふりがな 名 称	
	理事長の氏名	印
(略)		

(裏面)

(略)

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。
2～3 略
4 記名押印に代えて署名することができる。

様式第 3

(表面)

解散認可申請書		
申請者	主たる事務所の所在地	
	ふりがな 名 称	
	理事長の氏名	印
(略)		

(裏面)

(略)

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。
2 (略)
3 記名押印に代えて署名することができる。

様式第 4 (1)

(表面)

社会福祉法人合併認可申請書 (吸収合併用)		
申 請 者	主たる事務所の所在地	
	ふりがな	
	名 称	
	理 事 長 の 氏 名	<u>(削除)</u>
	主たる事務所の所在地	
	ふりがな	
	名 称	
	理 事 長 の 氏 名	<u>(削除)</u>
(略)		

(裏面)

(略)

※ 理事のうち、理事長については、○を付けること。

(注意)

1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。

2～3 略

(削除)

様式第 4 (1)

(表面)

社会福祉法人合併認可申請書 (吸収合併用)		
申 請 者	主たる事務所の所在地	
	ふりがな	
	名 称	
	理 事 長 の 氏 名	印
	主たる事務所の所在地	
	ふりがな	
	名 称	
	理 事 長 の 氏 名	印
(略)		

(裏面)

(略)

※ 理事のうち、理事長については、○を付けること。

(注意)

1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

2～3 略

4 記名押印に代えて署名することができる。

様式第 4 (2)

(表面)

社会福祉法人合併認可申請書 (新設合併用)			
申 請 者	主たる事務所の所在地		
	ふりがな 名 称		
	理 事 長 の 氏 名		(削除)
	設立事務 共同執行者	住所 氏名	(削除)
	主たる事務所の所在地		
	ふりがな 名 称		
	理 事 長 の 氏 名		(削除)
	設立事務 共同執行者	住所 氏名	(削除)
	(略)		

(裏面)

(略)

※ 理事のうち、理事長については、○を付けること。

(注意)

1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

2～3 略

(削除)

様式第 4 (2)

(表面)

社会福祉法人合併認可申請書 (新設合併用)			
申 請 者	主たる事務所の所在地		
	ふりがな 名 称		
	理 事 長 の 氏 名		印
	設立事務 共同執行者	住所 氏名	印
	主たる事務所の所在地		
	ふりがな 名 称		
	理 事 長 の 氏 名		印
	設立事務 共同執行者	住所 氏名	印
	(略)		

(裏面)

(略)

※ 理事のうち、理事長については、○を付けること。

(注意)

1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

2～3 略

4 記名押印に代えて署名することができる。

様式第 5

(表面)

基 本 財 産 処 分 承 認 申 請 書		
申 請 者	主たる事務所の所在地	
	ふ り が な 名 称	
	理 事 長 の 氏 名	<u>(削除)</u>
(略)		

(注意)

1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

2～5 (略)

(削除)

様式第 6

(表面)

基 本 財 産 担 保 提 供 承 認 申 請 書		
申 請 者	主たる事務所の所在地	
	ふ り が な 名 称	
	理 事 長 の 氏 名	<u>(削除)</u>
(略)		

(注意)

1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

2～7 (略)

(削除)

様式第 5

(表面)

基 本 財 産 処 分 承 認 申 請 書		
申 請 者	主たる事務所の所在地	
	ふ り が な 名 称	
	理 事 長 の 氏 名	印
(略)		

(注意)

1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

2～5 (略)

6 記名押印に代えて署名することができる。

様式第 6

(表面)

基 本 財 産 担 保 提 供 承 認 申 請 書		
申 請 者	主たる事務所の所在地	
	ふ り が な 名 称	
	理 事 長 の 氏 名	印
(略)		

(注意)

1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

2～7 (略)

8 記名押印に代えて署名することができる。

【新旧対照表】「社会福祉法第 5 5 条の 2 の規定に基づく社会福祉充実計画の承認等について」

(平成 29 年 1 月 24 日雇児発第 0124 第 1 号、社援発第 0124 第 1 号・老発 0124 第 1 号)

(下線部分は改正部分)

改正後	現行
雇 児 発 0124 第 1 号 社 援 発 0124 第 1 号 老 発 0124 第 1 号 平成 29 年 1 月 24 日 <u>(最終改正：令和 2 年 12 月 25 日)</u> 都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 厚生労働省社 会 ・ 援 護 局 長 厚生労働省老 健 局 長 社会福祉法第 5 5 条の 2 の規定に基づく社会福祉充実計画の承認等について 社会福祉法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 21 号）による改正後の社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 5 5 条の 2 の規定に基づき、平成 29 年 4 月 1 日以降、社会福祉法人は、毎会計年度、その保有する財産について、事業継続に必要な財産を控除した上、再投下可能な財産（以下「社会福祉充実残額」という。）を算定しなければならないこととされている。 さらに、その結果、社会福祉充実残額が生じる場合には、社会福祉法人は、社会福祉充実計画を策定し、これに従って、地域の福祉ニーズ等を踏まえつつ、当該残額を計画的かつ有効に再投下していく必要がある。 今般、社会福祉法人並びに都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）における社会福祉充実残額の算定及び社会福祉充実計画の策定等に係る事務処理については、社会福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成 28 年第 168 号）による改正後の社会福祉法施行規則（昭和 26 年厚生省令第 28 号）第 6 条の 13 から第 6 条の 22 までの規定のほか、別添の「社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準」によることとし、平成 29 年 4 月 1 日から適用することとしたので、ご了知の上、管内市区町村（指定都市及び中核市を除く。）及び社会福祉法	雇 児 発 0124 第 1 号 社 援 発 0124 第 1 号 老 発 0124 第 1 号 平成 29 年 1 月 24 日 (最終改正：令和 2 年 3 月 30 日) 都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 厚生労働省社 会 ・ 援 護 局 長 厚生労働省老 健 局 長 社会福祉法第 5 5 条の 2 の規定に基づく社会福祉充実計画の承認等について 社会福祉法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 21 号）による改正後の社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 5 5 条の 2 の規定に基づき、平成 29 年 4 月 1 日以降、社会福祉法人は、毎会計年度、その保有する財産について、事業継続に必要な財産を控除した上、再投下可能な財産（以下「社会福祉充実残額」という。）を算定しなければならないこととされている。 さらに、その結果、社会福祉充実残額が生じる場合には、社会福祉法人は、社会福祉充実計画を策定し、これに従って、地域の福祉ニーズ等を踏まえつつ、当該残額を計画的かつ有効に再投下していく必要がある。 今般、社会福祉法人並びに都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）における社会福祉充実残額の算定及び社会福祉充実計画の策定等に係る事務処理については、社会福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成 28 年第 168 号）による改正後の社会福祉法施行規則（昭和 26 年厚生省令第 28 号）第 6 条の 13 から第 6 条の 22 までの規定のほか、別添の「社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準」によることとし、平成 29 年 4 月 1 日から適用することとしたので、ご了知の上、管内市区町村（指定都市及び中核市を除く。）及び社会福祉法

人等関係各方面に周知願いたい。

なお、平成 29 年度に社会福祉充実計画の承認を受ける場合の平成 28 年度中に行われる準備行為については、本通知の内容に則り行われる必要があるのでご留意願いたい。

また、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 9 第 1 項及び第 3 項の規定に基づく都道府県及び市が法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準として発出するものであることを申し添える。

社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準

1～2 （略）

3 控除対象財産の範囲と社会福祉充実残額の算定（法第 55 条の 2 第 1 項及び社会福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省令の整備等に関する省令（平成 28 年第 168 号）による改正後の社会福祉法施行規則（昭和 26 年厚生省令第 28 号。以下「規則」という。）第 6 条の 14 関係）

（1）～（3） （略）

（4） 「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」の算定（規則第 6 条の 14 第 1 項第 1 号関係）

①～④ （略）

⑤ 財産目録の記載方法

財産目録については、運用取扱通知の別紙 4 に従って記載すること。

なお、財産目録の記載に当たっては、全ての資産及び負債につき、その名称、数量、金額等を詳細に表示することが原則であるが、それらの価値が特定できるような内容とすれば足りるものであり、車輛番号や預金に関する口座番号は任意の記載として差し支えないこと。

財産目録の具体的な記載方法（例）は次のとおりであること。

財 産 目 録 （記載例）

令和 年 月 日現在

（単位：円）

（略）

（5）～（9） （略）

4～12 （略）

→算定シートで判定(財産目録を構成しない)

（単位：円）

（略）

人等関係各方面に周知願いたい。

なお、平成 29 年度に社会福祉充実計画の承認を受ける場合の平成 28 年度中に行われる準備行為については、本通知の内容に則り行われる必要があるのでご留意願いたい。

また、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 9 第 1 項及び第 3 項の規定に基づく都道府県及び市が法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準として発出するものであることを申し添える。

社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準

1～2 （略）

3 控除対象財産の範囲と社会福祉充実残額の算定（法第 55 条の 2 第 1 項及び社会福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省令の整備等に関する省令（平成 28 年第 168 号）による改正後の社会福祉法施行規則（昭和 26 年厚生省令第 28 号。以下「規則」という。）第 6 条の 14 関係）

（1）～（3） （略）

（4） 「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」の算定（規則第 6 条の 14 第 1 項第 1 号関係）

①～④ （略）

⑤ 財産目録の記載方法

財産目録については、運用取扱通知の別紙 4 に従って記載すること。

なお、財産目録の記載に当たっては、全ての資産及び負債につき、その名称、数量、金額等を詳細に表示することが原則であるが、それらの価値が特定できるような内容とすれば足りるものであり、車輛番号や預金に関する口座番号は任意の記載として差し支えないこと。

財産目録の具体的な記載方法（例）は次のとおりであること。

財 産 目 録 （記載例）

平成 年 月 日現在

（単位：円）

（略）

（5）～（9） （略）

4～12 （略）

→算定シートで判定(財産目録を構成しない)

（単位：円）

（略）

(別紙 1)

令和○年度～令和○年度 社会福祉法人○○ 社会福祉充実計画

1. 基本的事項

法人名	法人番号							
(略)								
会計年度別の社会福祉充実残額の推移 (単位：千円)	残額総額	1か年度目	2か年度目	3か年度目	4か年度目	5か年度目	合計	社会福祉充実事業未充当額
	(令和○年度末現在)	(令和○年度末現在)	(令和○年度末現在)	(令和○年度末現在)	(令和○年度末現在)	(令和○年度末現在)		
うち社会福祉充実事業費(単位：千円)								
本計画の対象期間								

2～4 (略)**5. 事業の詳細**

事業名	
(略)	
事業の実施時期	令和○年○月○日～令和○年○月○日
(略)	

(別紙 1)

平成○年度～平成○年度 社会福祉法人○○ 社会福祉充実計画

1. 基本的事項

法人名	法人番号							
(略)								
会計年度別の社会福祉充実残額の推移 (単位：千円)	残額総額	1か年度目	2か年度目	3か年度目	4か年度目	5か年度目	合計	社会福祉充実事業未充当額
	(平成○年度末現在)	(平成○年度末現在)	(平成○年度末現在)	(平成○年度末現在)	(平成○年度末現在)	(平成○年度末現在)		
うち社会福祉充実事業費(単位：千円)								
本計画の対象期間								

2～4 (略)**5. 事業の詳細**

事業名	
(略)	
事業の実施時期	平成○年○月○日～平成○年○月○日
(略)	

※ 本計画において複数の事業を行う場合は、2. 事業計画に記載する事業の種類ごとに「事業の詳細」を作成すること。

6 (略)

(別紙 1－参考①) (略)

(別紙 1－参考②)

平成 29 年度～令和 3 年度 社会福祉法人社会・援護会 社会福祉充実計画（記載例）

1. 基本的事項

法人名	社会福祉法人社会・援護会			法人番号		0123456789123		
(略)								
会計年度別の社会福祉 充実残額の推移 (単位：千 円)	残額総 額 (平成 28 年度 末現 在)	1 か年 度目 (平成 29 年度 末現 在)	2 か年 度目 (平成 30 年度 末現 在)	3 か年 度目 (令和 元年度 末現 在)	4 か年 度目 (令和 2 年度 末現 在)	5 か年 度目 (令和 3 年度 末現 在)	合計	社会 福祉 充実 事業 未充 当額
	100,000 千円	76,000 千円	57,000 千円	38,000 千円	19,000 千円	0 千円		0 千円
	うち社会 福祉充実 事業費 (単位： 千円)		▲ 24,000 千円	▲ 19,000 千円	▲ 19,000 千円	▲ 19,000 千円	▲ 19,000 千円	▲ 100,000 千円
本計画の対 象期間	平成 2 9 年 8 月 1 日～令和 4 年 3 月 3 1 日							

2～4 (略)

※ 本計画において複数の事業を行う場合は、2. 事業計画に記載する事業の種類ごとに「事業の詳細」を作成すること。

6 (略)

(別紙 1－参考①) (略)

(別紙 1－参考②)

平成 29 年度～平成 33 年度 社会福祉法人社会・援護会 社会福祉充実計画（記載例）

1. 基本的事項

法人名	社会福祉法人社会・援護会			法人番号		0123456789123		
(略)								
会計年度別の社会福祉充実残額の推移 (単位：千円)	残額総額 (平成 28 年度末現在)	1 か年度目 (平成 29 年度末現在)	2 か年度目 (平成 30 年度末現在)	3 か年度目 (平成 31 年度末現在)	4 か年度目 (平成 32 年度末現在)	5 か年度目 (平成 33 年度末現在)	合計	社会福祉充実事業未充当額
	100,000 千円	76,000 千円	57,000 千円	38,000 千円	19,000 千円	0 千円		0 千円
	うち社会福祉充実事業費 (単位：千円)		▲ 24,000 千円	▲ 19,000 千円	▲ 19,000 千円	▲ 19,000 千円	▲ 19,000 千円	▲ 100,000 千円
本計画の対象期間	平成 2 9 年 8 月 1 日～平成 3 4 年 3 月 3 1 日							

2～4 (略)

5. 事業の詳細

事業名	職員育成事業
(略)	
事業の実施時期	平成 2 9 年 8 月 1 日～ <u>令和 4</u> 年 3 月 3 1 日
(略)	

事業名	単身高齢者のくらしの安心確保事業
(略)	
事業の実施時期	平成 2 9 年 8 月 1 日～ <u>令和 4</u> 年 3 月 3 1 日
(略)	

※ 本計画において複数の事業を行う場合は、2. 事業計画に記載する事業の種類ごとに「事業の詳細」を作成すること。

6 (略)

(別紙 2 一様式例)

手続実施結果報告書

令和 年 月 日

社会福祉法人 ○○

理事長 ○○○○ 殿

確認者の名称 (削除)

私は、社会福祉法人○○（以下「法人」という。）からの依頼に基づき、「令和○年度～令和○年度社会福祉法人○○ 社会福祉充実計画」（以下「社会福祉充実計画」という。）の承認申請に関連して、社会福祉法第 55 条の 2 第 5 項により、以下の手続を実施した。

(略)

(別紙 3) (略)

5. 事業の詳細

事業名	職員育成事業
(略)	
事業の実施時期	平成 2 9 年 8 月 1 日～平成 3 4 年 3 月 3 1 日
(略)	

事業名	単身高齢者のくらしの安心確保事業
(略)	
事業の実施時期	平成 2 9 年 8 月 1 日～平成 3 4 年 3 月 3 1 日
(略)	

※ 本計画において複数の事業を行う場合は、2. 事業計画に記載する事業の種類ごとに「事業の詳細」を作成すること。

6 (略)

(別紙 2 一様式例)

手続実施結果報告書

平成 年 月 日

社会福祉法人 ○○

理事長 ○○○○ 殿

確認者の名称 印

私は、社会福祉法人○○（以下「法人」という。）からの依頼に基づき、「平成○年度～平成○年度社会福祉法人○○ 社会福祉充実計画」（以下「社会福祉充実計画」という。）の承認申請に関連して、社会福祉法第 55 条の 2 第 5 項により、以下の手続を実施した。

(略)

(別紙 3) (略)

(別紙 4－様式例①) (文書番号) <u>令和</u>〇年〇月〇日 〇〇〇都道府県知事 又は 〇〇〇市市長 (申請者) 社会福祉法人 〇〇〇 理事長 〇〇 〇〇 社会福祉充実計画の承認申請について 当法人において、別添のとおり社会福祉充実計画を策定したので、社会福祉法第 5 条の 2 第 1 項の規定に基づき、貴庁の承認を申請する。 (添付資料) ・ <u>令和</u>〇年度～<u>令和</u>〇年度社会福祉法人〇〇〇社会福祉充実計画 ・ 社会福祉充実計画の策定に係る評議員会の議事録（写） ・ 公認会計士・税理士等による手続実施結果報告書（写） ・ 社会福祉充実残額の算定根拠 ・ その他社会福祉充実計画の記載内容の参考となる資料	(別紙 4－様式例①) (文書番号) 平成〇年〇月〇日 〇〇〇都道府県知事 又は 〇〇〇市市長 (申請者) 社会福祉法人 〇〇〇 理事長 〇〇 〇〇 社会福祉充実計画の承認申請について 当法人において、別添のとおり社会福祉充実計画を策定したので、社会福祉法第 5 条の 2 第 1 項の規定に基づき、貴庁の承認を申請する。 (添付資料) ・ 平成〇年度～平成〇年度社会福祉法人〇〇〇社会福祉充実計画 ・ 社会福祉充実計画の策定に係る評議員会の議事録（写） ・ 公認会計士・税理士等による手続実施結果報告書（写） ・ 社会福祉充実残額の算定根拠 ・ その他社会福祉充実計画の記載内容の参考となる資料
(別紙 4－様式例②) (文書番号) <u>令和</u>〇年〇月〇日 社会福祉法人 〇〇〇 理事長 〇〇 〇〇 殿 〇〇〇都道府県知事 又は 〇〇〇市市長 社会福祉充実計画承認通知書 <u>令和</u>〇年〇月〇日付け（文書番号）により、貴法人より申請のあった社会福祉充実計画については、社会福祉法第 5 条の 2 第 1 項の規定に基づき、承認することとしたので通知する。	(別紙 4－様式例②) (文書番号) 平成〇年〇月〇日 社会福祉法人 〇〇〇 理事長 〇〇 〇〇 殿 〇〇〇都道府県知事 又は 〇〇〇市市長 社会福祉充実計画承認通知書 平成〇年〇月〇日付け（文書番号）により、貴法人より申請のあった社会福祉充実計画については、社会福祉法第 5 条の 2 第 1 項の規定に基づき、承認することとしたので通知する。

(別紙 5－様式例①) (文書番号) <u>令和</u>〇年〇月〇日 〇〇〇都道府県知事 又は 殿 〇〇〇市市長 (申請者) 社会福祉法人 〇〇〇 理事長 〇〇 〇〇 承認社会福祉充実計画の変更に係る承認申請について <u>令和</u>〇〇年〇月〇日付け（文書番号）により、貴庁より承認を受けた社会福祉充実計画について、別添のとおり変更を行うこととしたので、社会福祉法第 5 5 条の 3 第 1 項の規定に基づき、貴庁の承認を申請する。 (添付資料) ・ 変更後の<u>令和</u>〇年度～<u>令和</u>〇年度社会福祉法人〇〇〇社会福祉充実計画 (注) 変更点を赤字とする、新旧対照表を添付するなど、変更点を明示すること。 ・ 社会福祉充実計画の変更に係る評議員会の議事録（写） ・ 公認会計士・税理士等による手続実施結果報告書（写） ・ 社会福祉充実残額の算定根拠 ・ その他社会福祉充実計画の記載内容の参考となる資料	(別紙 5－様式例①) (文書番号) 平成〇年〇月〇日 〇〇〇都道府県知事 又は 殿 〇〇〇市市長 (申請者) 社会福祉法人 〇〇〇 理事長 〇〇 〇〇 承認社会福祉充実計画の変更に係る承認申請について 平成〇〇年〇月〇日付け（文書番号）により、貴庁より承認を受けた社会福祉充実計画について、別添のとおり変更を行うこととしたので、社会福祉法第 5 5 条の 3 第 1 項の規定に基づき、貴庁の承認を申請する。 (添付資料) ・ 変更後の平成〇年度～平成〇年度社会福祉法人〇〇〇社会福祉充実計画 (注) 変更点を赤字とする、新旧対照表を添付するなど、変更点を明示すること。 ・ 社会福祉充実計画の変更に係る評議員会の議事録（写） ・ 公認会計士・税理士等による手続実施結果報告書（写） ・ 社会福祉充実残額の算定根拠 ・ その他社会福祉充実計画の記載内容の参考となる資料
--	--

(別紙 5－様式例②) (文書番号) <u>令和</u>〇年〇月〇日 社会福祉法人 〇〇〇 理事長 〇〇 〇〇 殿 〇〇〇都道府県知事 又は 〇〇〇市市長 承認社会福祉充実計画変更承認通知書 <u>令和</u>〇年〇月〇日付け（文書番号）により、貴法人より申請のあった社会福祉充実計画の変更については、社会福祉法第 5 5 条の 3 第 1 項の規定に基づき、承認することとしたので通知する。 (別紙 6－様式例) (文書番号) <u>令和</u>〇年〇月〇日 〇〇〇都道府県知事 又は 殿 〇〇〇市市長 (申請者) 社会福祉法人 〇〇〇 理事長 〇〇 〇〇 承認社会福祉充実計画の変更に係る届出について <u>令和</u>〇〇年〇月〇日付け（文書番号）により、貴庁より承認を受けた社会福祉充実計画について、別添のとおり変更を行うこととしたので、社会福祉法第 5 5 条の 3 第 2 項の規定に基づき、貴庁に届出を行う。 (添付資料) - 変更後の<u>令和</u>〇年度～<u>令和</u>〇年度社会福祉法人〇〇〇社会福祉充実計画 (注) 変更点を赤字とする、新旧対照表を添付するなど、変更点を明示すること。 - 社会福祉充実残額の算定根拠 - その他社会福祉充実計画の記載内容の参考となる資料	(別紙 5－様式例②) (文書番号) 平成〇年〇月〇日 社会福祉法人 〇〇〇 理事長 〇〇 〇〇 殿 〇〇〇都道府県知事 又は 〇〇〇市市長 承認社会福祉充実計画変更承認通知書 平成〇年〇月〇日付け（文書番号）により、貴法人より申請のあった社会福祉充実計画の変更については、社会福祉法第 5 5 条の 3 第 1 項の規定に基づき、承認することとしたので通知する。 (別紙 6－様式例) (文書番号) 平成〇年〇月〇日 〇〇〇都道府県知事 又は 殿 〇〇〇市市長 (申請者) 社会福祉法人 〇〇〇 理事長 〇〇 〇〇 承認社会福祉充実計画の変更に係る届出について 平成〇〇年〇月〇日付け（文書番号）により、貴庁より承認を受けた社会福祉充実計画について、別添のとおり変更を行うこととしたので、社会福祉法第 5 5 条の 3 第 2 項の規定に基づき、貴庁に届出を行う。 (添付資料) - 変更後の平成〇年度～平成〇年度社会福祉法人〇〇〇社会福祉充実計画 (注) 変更点を赤字とする、新旧対照表を添付するなど、変更点を明示すること。 - 社会福祉充実残額の算定根拠 - その他社会福祉充実計画の記載内容の参考となる資料
--	--

(別紙 7－様式例①) (文書番号) <u>令和</u>〇年〇月〇日 〇〇〇都道府県知事 又は 殿 〇〇〇市市長 (申請者) 社会福祉法人 〇〇〇 理事長 〇〇 〇〇 承認社会福祉充実計画の終了に係る承認申請について <u>令和</u>〇〇年〇月〇日付け（文書番号）により、貴庁より承認を受けた社会福祉充実計画について、下記のとおり、やむを得ない事由が生じたことから、当該計画に従って事業を行うことが困難であるため、社会福祉法第 5 5 条の 4 の規定に基づき、当該計画の終了につき、貴庁の承認を申請する。 記 (承認社会福祉充実計画を終了するに当たってのやむを得ない事由) (添付資料) ・ 終了前の<u>令和</u>〇年度～<u>令和</u>〇年度社会福祉法人〇〇〇社会福祉充実計画 ・ その他承認社会福祉充実計画を終了するに当たって、やむを得ない事由があることを証する書類	(別紙 7－様式例①) (文書番号) 平成〇年〇月〇日 〇〇〇都道府県知事 又は 殿 〇〇〇市市長 (申請者) 社会福祉法人 〇〇〇 理事長 〇〇 〇〇 承認社会福祉充実計画の終了に係る承認申請について 平成〇〇年〇月〇日付け（文書番号）により、貴庁より承認を受けた社会福祉充実計画について、下記のとおり、やむを得ない事由が生じたことから、当該計画に従って事業を行うことが困難であるため、社会福祉法第 5 5 条の 4 の規定に基づき、当該計画の終了につき、貴庁の承認を申請する。 記 (承認社会福祉充実計画を終了するに当たってのやむを得ない事由) (添付資料) ・ 終了前の平成〇年度～平成〇年度社会福祉法人〇〇〇社会福祉充実計画 ・ その他承認社会福祉充実計画を終了するに当たって、やむを得ない事由があることを証する書類
--	--

(別紙 7 - 様式例②) (文書番号) <u>令和</u>〇年〇月〇日 社会福祉法人 〇〇〇 理事長 〇〇 〇〇 殿 〇〇〇都道府県知事 又は 〇〇〇市市長 承認社会福祉充実計画終了承認通知書 <u>令和</u>〇年〇月〇日付け（文書番号）により、貴法人より申請のあった社会福祉充実計画の終了については、社会福祉法第 5 5 条の 4 の規定に基づき、承認することとしたので通知する。	(別紙 7 - 様式例②) (文書番号) 平成〇年〇月〇日 社会福祉法人 〇〇〇 理事長 〇〇 〇〇 殿 〇〇〇都道府県知事 又は 〇〇〇市市長 承認社会福祉充実計画終了承認通知書 平成〇年〇月〇日付け（文書番号）により、貴法人より申請のあった社会福祉充実計画の終了については、社会福祉法第 5 5 条の 4 の規定に基づき、承認することとしたので通知する。
---	---